

## 平成 29 年度における領事手数料改定について

大使館で取り扱っている領事事務の手数料が、邦貨換算レートの変動により 4 月 1 日から改定されますのでお知らせいたします。改定後の手数料額についてはこちら

[http://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji20170327.html](http://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji20170327.html)を

ご覧ください。なお、年度をまたぐ手数料の徴収にあたっては、申請日時点での手数料額を徴収することになりますので、ご注意ください。(例：3 月 31 日申請受付、4 月 5 日交付の場合、3 月時点での手数料（平成 28 年度の手数料）が適応されます。

在シンガポール日本国大使館